

令和4年分 税の申告について No.2

令和4年分の所得税および町県民税の申告期間は、2月16日から3月15日までとなっており、所得税の納付期限は3月15日です。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税等の算定の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。

なお、令和4年分とは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

次に該当する方は申告が必要です。

給与収入がある方で	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
公的年金収入がある方で	公的年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
上記以外の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、雑損控除等を受ける方
収入がなかった方で	誰の扶養にも入っていない方

所得税や町県民税は全ての収入を合算して計算を行います。給与所得者で年末調整が済んでいる方でも、給与の他に収入がある場合は申告して再計算を行う必要があります。

必要書類

申告相談会場にお越しの際には、忘れずにお持ちください。

申告者全員	<ul style="list-style-type: none">申告者本人の番号確認および身元確認書類 「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+運転免許証等」 ※代理人の場合は、申告者の確認書類をお持ちください(コピーも可)申告者本人の口座番号等が確認できるもの 「通帳」または「キャッシュカード」
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票
公的年金収入がある方	公的年金の源泉徴収票
事業、不動産収入がある方	収支内訳書(一般、農業、不動産)
上記以外の収入がある方	支払調書等収入、支出の確認ができるもの
所得控除を受ける方	証明書等(医療費控除の明細書や生命保険料控除証明書等)

※申告内容によっては他にも必要とするものがあります。事前にご確認ください。

※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は、受付できませんので予めご了承ください。なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、事前にご相談ください。

申告関係書類配置場所

収支内訳書、医療費控除の明細書	左記およびその他の書類
文化福社会館 まいん 中央公民館 各コミュニティセンター	各施設の閉館日にご注意ください。 なお、こちらの施設では書類の配布のみ行います。 必要書類や書き方が分からない場合は、税務課まで お越しいただくか、電話にてお問い合わせください。
	役場税務課 (平日8:30~17:15)

大子町役場 税務課 町税担当 TEL 0295-72-1116(直通)

☎319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662

申告相談受付期間と会場について

申告期間中は、町が会場を設置して申告相談を受付します。来場した順番に受付を行います。混雑時はお待ちいただくことがありますので予めご了承ください。

受付期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	2月13日	2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日
	(肉用牛) 9:00~15:00	(肉用牛) 9:00~15:00	(還付申告) 9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	(休日申告) 9:00~12:00	9:00~15:00	×
2月26日	2月27日	2月28日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	(延長申告) 9:00~19:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	(延長申告) 9:00~19:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	※12:00~13:00までは昼休憩となります。		
(休日申告) 9:00~12:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00			

申告相談会場

大子町営研修センター 研修棟2階

(大子町大字北田気662)



○来場にあたって

- 期間中は、申告会場への案内板を設置しますので、案内に従ってご来場ください。
- 駐車場は、役場駐車場をご利用ください(町営研修センター駐車場利用不可)。
- 会場内へは、階段をご利用いただけます。階段をご利用いただくことが難しい方は税務課まで事前にご相談ください。
- 会場へは、感染症対策を十分に行ったうえでご来場ください。
※会場の混雑回避のため、申告者または代理人の入場は原則1名とさせていただきます。
※会場内が「密」となる場合には、入場制限等を行います。職員の指示に従っていただけますようお願いいたします。
- 当日は、スリッパへ履き替えていただきますが数に限りがあるため、上履きの持参にご協力ください。